

社会福祉法人 余市町社会福祉協議会組織・機構図

【任意団体設立】昭和28年6月 【法人設立】昭和52年7月7日

監事（定数2名）

- ・知識経験者 2名

◀理事による法人運営、事業執行状況及び法人の財産を監査する

◀必要な時は理事会、評議員会に出席して意見を述べる事ができる

顧問（2名）

- ・町長
- ・町議会議長

◀法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する

●執行機関

理事会（定数12名）

（会長1名、副会長2名
常務理事1名）

- ・住民代表 2名
- ・社会福祉関係団体 6名
- ・関係行政機関 1名
- ・知識経験者 3名

◀事業に係る意思決定、事業執行に責任を負う役員

評議員会（定数25名）

- ・住民代表 4名
- ・社会福祉関係団体 16名
- ・関連団体 5名

◀地域社会の総意をもって地域福祉を推進するために設置、法人にとって重要な事項を決定する議決機関

●議決機関

事務局

- ・事務局長（常務理事） 1名
- ・常勤職員 2名
- ・臨時職員 1名

事業4部門

1. 法人運営部門（総務係）

- ・適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な各部門間の調整などを行う社協事業全体の管理業務を行う部門

2. 地域福祉活動推進部門（地域福祉係）

- ・地域住民や地域のあらゆる団体、組織と協働して地域の福祉課題を把握し、その解決に向けた取組みを計画的、総合的に推進する部門

3. 福祉サービス利用支援部門（生活支援係）

- ・福祉サービス利用者等のサービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談、支援活動、情報提供、連絡調整を行う部門

4. 在宅福祉サービス部門（在宅支援係）

- ・多様な在宅福祉サービスを提供する部門